

事務連絡
令和7年7月2日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブにおける夏季休暇中の安全管理の徹底について

一昨年の夏に複数発生した放課後児童クラブにおける死亡事故を踏まえ、来る小学校の夏季休暇中の安全管理を徹底するよう、各都道府県・市区町村担当部局におかれては、管下の放課後児童健全育成事業者（以下「事業者」という。）及び事業所に対して、以下のとおり周知をお願いします。

なお、放課後児童クラブの運営につきましては、各市区町村において定める条例に基づき、適宜「放課後児童クラブ運営指針」（令和7年1月22日付こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知。以下「運営指針」という。）を参照の上、事故やケガの防止等、児童の安全対策の徹底に対応いただいているところです。運営指針解説書（令和7年3月28日付こ成環第89号こども家庭庁成育局成育環境課長通知）において、以下の内容にも触れていますが、改めての確認をお願い致します。

（1）基準に基づいた安全計画、マニュアル等の策定について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画である安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講じなければならないとしており、各市区町村において定める条例においてもその旨規定されているところです。放課後児童クラブにおける児童の安全を守るた

め、事業所において、各事業所の活動内容や取組を踏まえて安全計画を策定し、安全計画に従い必要な措置を講ずることや、時宜に応じた見直しを行うことについて、改めて周知をお願いします。なお、安全計画の策定は義務となっているため、市区町村担当部局におかれては、管下の事業所の策定状況を把握するとともに、万が一策定されていない事業所がある場合には、適切な指導を行うようお願いいたします。

あわせて、「放課後児童クラブにおける災害時や事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの作成について」（令和4年5月31日事務連絡）を踏まえ、戸外活動をはじめとする重大事故につながりうる場面を想定し、事故・ケガ発生時等の対応マニュアルの策定状況・内容について把握いただき、必要に応じて助言・指導を行っていただきますようお願いいたします。

（2）プール活動や水遊びについて

放課後児童クラブの管理下においてプール活動や水遊びを実施する場合は、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和7年6月3日こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡）を踏まえ、重大事故の防止に努めていただくと共に、以下の点について留意してください。

- ・プール活動や水遊びは重大事故につながる可能性があることから、プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応（連絡体制やAEDの所在確認等を含む）等に関するマニュアル等を作成する必要がある。作成にあたっては、使用する環境（プール、海・川・湖等）によって、状況が異なること等を想定すること。放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応に関するマニュアルに付記することも考えられる。
- ・また、作成したマニュアルは、全ての職員（放課後児童支援員以外の職員やボランティア等を含む）に周知し、理解させる。
- ・必要に応じて、マニュアルに即した研修や訓練を実施する。
- ・特に、長期休業期間は、臨時的雇用者を配置する可能性があることから、通常と異なる等体制上の懸念がある場合は、プール活動を中止する等の判断を行う。
- ・使用するプール等の状況（水深、管理体制、周囲の環境、天候等）を事前に把握することが求められる。

- ・放課後児童クラブは、異学年児童が同時に活動する特徴があり、利用児童の発達段階を踏まえたプール活動や水遊びの内容を検討する必要があることを職員全員が理解する。
- ・プール活動に参加する児童の泳力や心身等の状況を事前に把握することが求められる。またプール活動中も熱中症の恐れがあることを職員が理解し、予防対策を講じることが求められる。
- ・小学校での水泳に関する指導内容について、在籍校に確認する等により状況を把握する。その際、「水泳等の事故防止について」（令和7年5月2日付7ス庁第274号スポーツ庁次長通知）等を参照することも考えられる。
- ・放課後児童クラブの管理下を離れ、学校のプール教室等に参加・引率をする場合、学校職員と事前協議を行い、放課後児童支援員等との業務内容等を明確にしておくことや、当日の参加児童人数の確実な把握及び引継ぎが求められる。

（3）熱中症の予防について

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていますので、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すようにしてください。その際、暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラート等の関連情報を収集し、こどものみならず、放課後児童支援員等職員の安全確保にも努めるようにしてください。

（4）食中毒等の予防について

夏季休業期間中は、こどもが放課後児童クラブで昼食をとることが想定されます。そのため、自宅から弁当等を持参することや、事業所や保護者会において昼食を手配、あるいは提供することが見られます。いずれの場合においても、安全や衛生に配慮した適切な管理を行うようにしてください。また、食物アレルギー、誤嚥等に注意することも求められます。

あわせて、食中毒発生時の対応についてもマニュアル化することや、事業継続計画において対応を定めておく等の事前の取組が考えられます。

通常よりも長時間に亘る育成支援を行う夏季休暇に向けて、こどもたちの体験活動の充実に向けた取組を検討されることと思いますが、こどもの発達段階等に配慮しつつ、安全・安心な遊び及び生活の場であることを踏まえた活動の検討がなされるよう指導・助言をお願いします。

また、近年、放課後児童クラブにおいて重大事故が連続して発生していることから、その活動内容や職員体制について、戸外活動も含め、各市区町村及び事業者においては適宜確認するとともに、安全対策に関する助言を行い、こどもや職員の安全が確保できないと判断される場合には、中止するようお願いいたします。

なお、引き続き、各自治体においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日 こ成安第44号、6教参学第51号）を参照の上、事業所と連携して事故報告等を速やかに実施していただくよう、お願いします。

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL: 03-6861-0303
E-mail: seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp